

## 秋田市要援護者支援システム更新に係る 構築および運用業務委託公募型プロポーザル実施要綱

〔 令和 2 年 12 月 23 日  
福祉保健部長決裁 〕

### （目的）

第 1 条 この要綱は、秋田市要援護者支援システム（以下「本件システム」という。）を令和 3 年度において更新するに当たり、費用的および作業的な効率性に優れること、運用を予定している期間中の安定的な稼動および保守が十分に見込めること、本市が導入している基幹システムとの連携性に優れること等の要件に加え、別に定める「秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）」およびこれに基づく「秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）」により本市が求める要件に対応できる最も費用対効果に優れた本件システムを構築および運用できる企業又は企業団体（コンソーシアム）（以下「企業団体」という。）を選定するため、内容を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するための参加資格等を定めることを目的とする。

### （業務概要）

第 2 条 本市が求める業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務委託

(2) 業務の内容

調達仕様書および要求仕様書のとおりとする。

(3) 業務の委託期間

ア 本件システムの初期導入およびデータ移行に係る業務

契約日の翌日から令和 3 年 9 月 30 日まで

イ 本件システム賃貸借および稼働後の保守運用に係る業務

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（5年間）

(4) 委託料の上限額

本件システムのデータ移行に係る業務：3,696,000円（消費税および地方消費税を含む。）

令和3年度から令和8年度までの本業務の委託契約を令和2年度の本業務委託契約の相手方と随意契約により締結する予定である。したがって、本業務は随意契約予定の令和8年度までの予定業務を含めた業務量をもって、公募するものとする。

ただし、本業務が適正に執行されないとき（市の指示に従わないときなど）または事業の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りではない。

(参加資格)

第3条 本件システムに係るプロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 参加者の形態

ア 本件プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、前条第2号に掲げる業務の内容について、全てを一括で受託できる企業又は企業団体とする。

イ 企業団体の参加企業は、単独又は他の企業団体の参加企業として本件プロポーザルへ参加することができない。

ウ 企業団体を組織する場合は、委託契約および導入後の保守運用における代表者を自ら選出することとする。

(2) 参加者の資格要件

本件システムの構築に当たっては、更新前のシステムからの円滑な移行ならびに災害時要援護者支援体制整備事業の運営における更なる効率化を図るため、次に掲げる要件を全て満たすこととする。ただし、参加者が企業団体である場合は、ア、イ、キおよびクの要件については、代表者を含むいずれかの参加企業が該当していれば要件を満たすものとする。

ア 秋田市に閉庁日を含めて定常的かつ迅速なシステムの保守業務を行うことができる本社、支店又は営業所を有していること。

イ 中核市又は同程度（人口20万人以上）の自治体において、5年以上継続して本件システムを納入し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 市税の滞納がないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

キ プライバシーマークの認証又はISMS（ISO/IEC27001）の認証を受けていること。

ク 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）を順守することを誓約し、個人情報保護に関する内規を定めていること。

（委員会の設置）

第4条 本件プロポーザルに係る書類の審査および契約候補者の選定をするため、別に定めるところにより秋田市要援護者支援システム業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（日程）

第5条 本件プロポーザルに関する日程は、次のとおりとする。

(1) 参加表明書等の受付

令和3年1月8日（金）から同月22日（金）午後4時まで

(2) 質問の受付

令和3年1月8日（金）から同月22日（金）午後4時まで

(3) 選定結果の通知

令和3年1月22日（金）発送

(4) 質問回答期限

令和3年1月29日（金）

(5) 企画提案書等の受付

令和3年1月25日（月）から同年2月5日（金）午後4時まで

(6) プレゼンテーションの開催

令和3年2月12日（金）（提案の時間等は、別途個別に通知）

(7) 選定結果の通知

令和3年2月15日（月）発送

（参加表明書等の提出）

第6条 参加者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書

(ア) 単独企業の場合：様式1-1

(イ) 企業団体の場合：様式1-2

イ 企業概要：様式2

企業団体の場合は、代表者を含む参加企業ごとに作成し提出すること。

ウ 秋田市に有する本社、支店又は営業所の登記簿謄本

エ 業務実績書：様式3

中核市又は同程度（人口20万人以上）の自治体に対し、本件システムを5年以上継続して納入した実績について記載し、記載した業務に係る契約書の写し（業務名、金額、署名等が分かる部分のみで可）を添付すること。

オ 市税に滞納がないことの証明書

カ プライバシーマークの認証証明書又はISMS（ISO/IEC 27001）の認証文書の写し

キ 個人情報保護に関する内規資料

(2) 提出部数

正本各1部、副本7部（正本の写し）

(3) 提出期限

令和3年1月22日（金）午後4時必着

(4) 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

(5) 提出方法

持参（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限り、提出期限までに必着）によること。

(6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出するものとする。

（質問の受付および回答）

第7条 参加表明書を提出した参加者は、本件プロポーザルに関して質問があるときは、次のとおりとする。

(1) 質問様式

様式5による。

(2) 提出期限

令和3年1月22日（金）午後4時

(3) 質問方法

電子メール（到達を電話で確認すること。）

送付先 ro-wfmn@city.akita.lg.jp

(4) 回答方法

電子メールで令和3年1月29日（金）までに質問者へ回答する。

全ての質問と回答は、とりまとめの上、ホームページで公開する。

（提案者の決定）

第8条 本件プロポーザルの提案に参加できる者（以下「提案者」という。）は、第6条の規定に基づき提出された書類を審査の上で決定する。

2 前項による決定の結果は、書面により通知する。

（企画提案書等の提出）

第9条 提案者は、次に定めるところにより書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務委託  
公募型プロポーザル企画提案書作成要領の定めるところによる。

イ 通常時に営業用として用いているパンフレットおよびプレゼンテ  
ーション当日にレジュメとして用いるパワーポイント等の視覚化さ  
れた資料等

(2) 提出部数

紙 8 部（押印が必要な書類は、1 部を正本とし、残りは複写可）お  
よび電子データを保存した CD-R（DVD-R も可）1 部

(3) 提出期限

令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 4 時

(4) 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

(5) 提出方法

持参（日曜日、土曜日および休日を除く平日の午前 9 時から午後 5  
時まで）又は郵送（書留郵便に限り、提出期限までに必着）によるこ  
と。

（提案者決定の取消等）

第10条 提案者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 8 条第 1 項の  
決定を取り消し、又は次条の規定によるプレゼンテーションの実施を認  
めない。

(1) 前条の書類を提出期限までに提出しなかった場合（提案者の責めに  
帰することができない事由によるものである場合を除く。）

(2) 提出書類に不備があり、期間を定めて補正を求めたにもかかわらず  
当該期間内に補正されなかった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 複数の提案を行った場合

(5) 見積金額が設計金額を上回る場合

(プレゼンテーションの実施)

第11条 企画提案書を提出した提案者は、次に定めるところによりプレゼンテーションを実施しなければならない。

(1) 手順

標準として次の手順によるが、開始後40分以内で終了しなければならない。なお、おおむね説明に30分程度、質疑応答に10分程度とし、説明には提案するシステムを使用してのデモンストレーションを含めることを必須とする。

ア プレゼンテーション出席者の紹介

イ 企業又は企業団体の概況説明

ウ 導入体制の説明（業務分掌および担当者の説明）

エ システムの概要説明

オ 質疑応答

(2) 資料配布

プレゼンテーションを補足する資料として必要最小限のもの

(3) 場所

秋田市本庁舎内（詳細は、提案者へ個別に通知する。）

(4) 出席者および説明者

出席者は、5名までとし、説明者は、企画提案書の内容に精通している者とする。

(5) 実施日

令和3年2月12日（金）（詳細は、提案者へ個別に通知する。）

(6) 使用機器等

プロジェクターおよびスクリーンは、本市が用意するものとする。

デモ機等が必要な場合は、提案者が準備するものとする。

(審査)

第12条 委員会は、企画提案書およびプレゼンテーションの内容について、秋田市要援護者支援システム更新に係る構築および運用業務委託業者選定基準書の定めるところにより審査を行い、契約候補者を選定する。

(結果の通知)

第13条 プレゼンテーションを実施した提案者に対し、審査結果を書面で通知するとともに、次の事項について、本市のホームページで公表する。

(1) 全ての提案者の採点結果（企業名および企業団体名を除く。）

(2) 選定された契約候補者名

（非選定理由の説明）

第14条 契約候補者に選定されなかった者は、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

(1) 提出様式

指定の様式は定めないが、A4判とする。

(2) 提出期限

令和3年2月22日（月）午後4時まで

(3) 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

(4) 提出方法

持参（休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限り、提出期限までに必着）によること。

(5) 回答方法

書面で令和3年2月26日（金）までに回答する。

（業務提案と委託契約の関係）

第15条 この要綱に基づく企業又は企業団体の選定は、本件システムを導入するに当たり優先的に随意契約を締結する権利を持つ企業又は企業団体の選定するため、令和3年度予算成立前に実施するものであり、同選定により委託契約を確定するものではない。

（契約の締結）

第16条 選定された企業又は企業団体と契約交渉を行う。

2 契約交渉が不調のときは、評価点数の上位の者から順に、契約交渉を行う。

（その他）

第17条 本件プロポーザルの提案に係る費用および提出書類の取扱いは、



次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本件以外の目的に利用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 提出された企画提案書等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、本件プロポーザルにより選定された契約候補者と契約を締結した日の翌日限り、その効力を失う。